

令和 7 年 度

第 1 回 交野市地域公共交通会議

議 案 書

書 面 開 催

【議第1号】

交野市地域公共交通会議財務規則の承認について

【協議事項】

交野市地域公共交通会議財務規程の承認を求める。

1. 概要等

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく、地域公共交通計画の策定に向けて、交野市地域公共交通会議設置条例（以下「条例」という。）が改定されたことから、必要な調査を行うにあたり、財務に関する規則を定める必要があるため、条例第9条の規定に基づき、交野市地域公共交通会議財務規程の承認を求めるものです。

2. 交野市地域公共交通会議財務規程

別紙のとおり

交野市地域公共交通会議財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、交野市地域公共交通会議設置条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、交野市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、毎年度第1回交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により予算が交通会議の承認を得たときは、該当予算書の写しを速やかに交野市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、交野市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（交通会議出納員）

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

（収支の手続）

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、交野市の例により行うものとする。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
 - (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊
- (監査)

第9条 交通会議に監査委員を2人置く。

- 2 交通会議の出納監査は、会長が選任する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、前条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに交野市長に送付しなければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事務費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

【議第2号】

交野市地域公共交通計画の策定について

【協議事項】

交野市地域公共交通計画策定の承認を求める。

1. 概要等

交野市地域公共交通計画の策定は本年度と来年度の2か年で実施します。

本年度は市内の地域公共交通の現状把握のための各種調査を行い、現状と課題を分析し、上位計画や関連計画との整合性を図り、将来のまちづくりに向けた地域公共交通のあり方を明らかにするための調査・分析を行います。来年度については、本年度の調査・分析を踏まえて、計画の基本方針と目標の設定、目標達成のための施策や事業の決定、パブリックコメント等を実施し、地域の実態に即した地域公共交通計画を策定するものです。

2. 本年度実施する調査・分析について

本年度実施する調査・分析については、以下の内容を予定しています。

(1) 基礎調査及び分析・整理

① 計画策定にあたっての背景と目的の整理

- ・新たな計画の策定を行うにあたっての背景・目的を整理する。

② 総合計画及びその他関連計画の整理

- ・交野市第5次総合計画やその他関連計画（交野市都市計画マスタープラン、立地適正化計画（令和7年度策定予定）等）における目標・事業と公共交通との関連性について整理する。
- ・交野市内の公共交通における将来の展望について整理する。

③ 地域及び地域公共交通の現状・課題分析

- ・市民の活動状況を把握するためのアンケート調査並びに関係者へのヒアリング調査等を実施し、交野市内における地域特性及び各地域の公共交通（鉄道、路線バス、タクシー等）の現状を分析した上で課題を把握する。

ア) アンケート調査の実施

- ・交野市民を対象としたアンケート調査を実施する。

イ) ヒアリング調査の実施

- ・交通事業者や福祉関係、交野市関係部署などを対象にヒアリング調査を実施する。

④ 将来のまちづくりに向けた地域公共交通のあり方

- ・①～③で調査・分析した内容を踏まえて、交野市の将来のまちづくりに向けた公共交通の果たすべき役割や問題・課題点を整理する。

⑤ 地域公共交通計画のアップデートへの対応

- ・①～④の調査・分析・整理について、国の作成する地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」を活用して実施する。

3. 業務を支援する事業者の選定について

本年度の調査・分析業務を支援する事業者を選定するため、審査委員会を設置して公募型プロポーザルを実施します。プロポーザルの公示は市HPにて行い、事業者による企画提案書を受け付けた上で、審査を実施し、選定終了次第、契約を締結する予定です。なお、プロポーザル審査委員会のメンバーは以下のとおりです。

審査委員

学識経験者	熊谷 樹一郎
交野市都市まちづくり部長	竹内 一生
交野市企画財政部次長	松浦 新太郎
交野市福祉部次長	藤原 功

4. 実施スケジュールについて

地域公共交通計画の策定に向けたスケジュールは以下のとおりとします。

(令和7年度)	
9月～10月	調査・分析業務 支援事業者選定
11月～1月	基礎調査及び分析・整理、関連計画の整理およびアンケート調査票作成・配布・回収
2月～3月	アンケート取りまとめ、現状・課題分析
(令和8年度)	
4月～5月	課題抽出・目標検討
6月～9月	計画策定に向けた広報周知
10月～3月	計画の策定